

学校教育目標

「よりよく生きようと学び合う子どもの育成」 ～かしこく うつくしく たくましく～

このきまりは、みなさんが自ら考え進んで行動し、互いに気持ちよく楽しい学校生活を送るために大切なことをまとめたものです。（この学校のきまりは、児童会や保護者の意見を聞きながら、子どもたちが生活しやすいものと考えて変えていきます。）

服装等

- 標準服の上着、ズボン・スカート、白のカッターシャツ、ブラウスまたは、ポロシャツ、靴下（白・紺・黒色）（ただし、入学式・卒業式の時は白）、通学用帽子を着用します。

【寒い時期】

- 寒いときには長袖のセーター・ベストを、上着の中に着ます。（休憩時間は、セーター・ベストでの活動もかまいません。）
- スパッツ・タイツ・ストッキング・レギンスを着用してもよいです。（白・紺・黒色）
※汗をかいたときのため、体育時は着替えます。（体育着のハーフパンツが寒い場合は、ジャージなどの運動用長ズボンを別に持参し着用してもよいです。）
- 登下校時、ジャンパーを着用してもよいです。（ただし、ランドセルに入るもの）
- 寒いときの手袋、マフラー、ネックウォーマー等は、登校したら教室で取り、下校する時は教室で付けます。
※体調に合わせて保護者の判断で着用します。

- 名札を左胸に付けます。
- 外靴は、白色で通学や運動しやすいものをはきます。上履き（シューズ）も白を基調とし運動しやすいものをはきます。
- 髪が長くなったらくくりましょう。髪留めは、黒・紺・茶色とし、けが防止のため飾りは着けないようにしましょう。

持ち物

- 持ち物には、学年、名前をはっきりと書きます。学習に必要なもの・さまたげになるものは学校に持って来ません。筆箱には、鉛筆5～6本、赤鉛筆1本、名前ペン、ものさし、消しゴムを入れておきましょう。（ただし、赤・青ボールペンは、3年生以上で使ってもよいです。シャープペンシルは使いません。）
- お茶は必要な時に持って来ましょう。

【安全に過ごすために気をつけてほしいこと】

登下校

- 学校へは、8時までに登校班で集団登校をしましょう。決められた通学路を通過して、交通安全に気を付けて登下校しましょう。学校に来たら、忘れ物を取りに帰りません。
- 下校後、忘れ物を取りに来る場合は、職員室にいる先生に言ってから取りに行きましょう。帰る前にも先生に言ってから帰りましょう。

学校での過ごし方

- 廊下や階段は静かに右側を歩きましょう。
- 校舎内で、ボールをついたり投げたり、騒いだり暴れたりしないようにしましょう。
- シューズのまま外に出ません。また、靴のはき脱ぎは、必ず児童玄関で行います。

- (4) 非常時以外は、緑色の非常ドアを開いて通りません。また、階段の手すりは、滑ってはいけません。
- (5) 用事のあるときには先生に伝えて他の教室に入りましょう。
- (6) 休憩時間の外遊びの時は、赤白帽子をかぶって運動場や中庭で遊びましょう。天気の悪いときには校舎の中で静かに過ごしましょう。使ったものは、もとあった場所にきちんと返しましょう。
- (7) 授業や掃除の時間を守りましょう。

地域での過ごし方

- (1) 地域の人に進んであいさつをしましょう。
- (2) 家に帰る時刻を守りましょう。
4月～9月（午後6時） 10月～3月（午後5時：春休みは午後5時）
- (3) 外に出るときは、行き先と帰る時刻を家の人に言って出ましょう。（防犯ブザー携帯）
- (4) 校区外へは子どもだけでは行きません。塾や病院などは家の人への許可を得て行きましょう。
・子どもだけで行ってはいけない所・・・採石場・池・川・海・神社・ゲームセンターなど
- (5) 空き地や、倉庫などへの立ち入り・火遊び・爆竹・ビービー弾・エアガン・レーザーポインター・吹き矢・道路上や駐車場で遊び（ローラースケート・ローラブレード・スケートボード・ボール遊び）などの危険な遊びはしません。
- (6) 交通ルールを守り、ヘルメットをかぶって、自転車に乗ります。（左側通行）
（3年生以上が自転車に乗れる。2人乗り、手放し乗りをしない。信号無視をしない。）
道路を渡るときは、一旦停止をして左右の確認をしてから渡ります。
歩くときは、道路いっぱいには広がらずに右側を通りましょう。
- (7) よその家やその敷地、田んぼや畑に入りません。水路にいたずらをしません。
- (8) 食べたり飲んだりしながら歩きません。出たゴミはきちんとゴミ箱へ捨てます。学校へ遊びに来るときは、お菓子を持って来ません。
- (9) SNS上で、他の人を傷つけるような書き込みはしてはいけません。また、友達等が映った画像や動画を勝手にインターネットにアップロードしてはいけません。

【心配な行動があった場合】

- 命に関わる危険な行動や、法律に触れるような行動（暴力、万引き等）、友達をいじめたり授業を妨害したりするなどの行動があったときには、お家の人に連絡して話し合いを持ちます。また、福山市教育委員会や関係機関（スクールカウンセラー、子ども家庭センター、民生児童委員、警察等）との連携を行い、指導をしていきます。
- 何度指導されてもきまりを守れない時は、お家の人に連絡して、守れる方法を考えていきます。

【特別な指導に関すること】

（特別な指導）

- いじめや暴力行為など具体的な課題（問題行動）が発生した際、個々の児童生徒の状況に応じて、自律的な成長を促すために行います。より専門的または個別の包括的な支援・指導活動を指します。

（問題行動への特別な指導）

- (1) 問題行動とは、次のような行為をさします。
 - ・法令、法規に反する行為（万引き、威圧、強要行為、建造物、器物破損、飲酒、喫煙、その他）
 - ・本校の決まりなどに従わない行為（いじめ、暴言、暴力、指導無視、授業妨害、授業エスケープ、その他学校が指導を必要と判断した行為。）
 - ・パソコン、タブレット、携帯電話等を用い、SNSやLINE等上において、人を傷つけたり阻害したりする行為。

- (2) 特別な指導では、説論、反省文を書かせるなど、発達段階に応じた反省指導を行います。
- 必ず複数の教職員で指導にあたる。必要に応じて管理職も指導に入ります。
 - 特別な指導は、別室にて行い、その後担任または生徒指導主事などが保護者連絡を行います。
 - 教室内での学習や生活が困難だと感じた場合、別室で過ごします。
 - 必要に応じて、市教委、警察、児童相談所などの諸機関と連携します。
- (規定の施行) この規定は、令和8年4月1日より施行する。